

技術者に関する特記仕様書

※本仕様書では建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者を監理技術者補佐という。

本工事の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下、監理技術者等という。）について、以下のとおり取り扱うこととする。

1 技術者の専任について

- (1) 主任技術者又は監理技術者は、本工事の請負金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に規定する金額以上の場合、本工事に専任すること。ただし、「2 専任の技術者の兼務について」の要件を満たし、兼務を認められた場合は他工事と兼務できる。
- (2) 専任で配置した技術者は契約日以降（別に定めがある場合を除く）において他工事の技術者と重複しないこと。

2 専任の技術者の兼務について

建設業法等の法令や監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）より、以下のとおり取り扱う。ただし、低入札価格調査制度を適用する請負契約で、調査基準価格未満の金額での契約については兼務を認めない。

なお、専任の技術者の兼務を希望する場合は、事前に発注者と調整すること。

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号（以下、専任特例 1 号という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者
 - ア 以下の（ア）から（キ）の要件を全て満たす場合は本工事を含め 2 件まで主任技術者又は監理技術者の兼務を認める。
 - (ア) 当該工事の請負金額が建設業法施行令第 28 条で規定する金額未満であること。
 - (イ) 当該工事と兼務する工事の現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
 - (ウ) 下請次数が 3 を超えていないこと。
 - (エ) 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者）を当該工事に置いていること。
 - (オ) 主任技術者又は監理技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
 - (カ) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くと共に営業所で保存すること。
 - (キ) 主任技術者又は監理技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信が可能な環境が確保されていること。
 - イ 本工事の主任技術者又は監理技術者が兼務することとなる場合、前項（ア）から（キ）の事項について書類等により発注者の確認を受けること。

※専任特例 1 号の運用の詳細や留意事項は、監理技術者制度運用マニュアルを参照すること。

(2) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下、専任特例 2 号という。）の適用を受ける監理技術者

ア 以下の（ア）から（ク）の要件を全て満たす場合は本工事を含め 2 件まで監理技術者の兼務を認める。なお、専任特例 2 号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならないことに留意すること。

（ア）監理技術者補佐を専任で配置すること。

（イ）監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。ただし、当該工事が機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は監理技術者の資格を有するものに限る。

※公告文等において資格を限定している場合は公告文等の記載によること。

（ウ）監理技術者補佐は、入札参加資格確認申請書の提出日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約にあっては見積書の提出日）以前に所属建設業者と 3 か月以上の雇用関係を有すること。

（エ）監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が本工事と同一の地域振興局管内^{*}の工事であること。

（オ）監理技術者が施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

（カ）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（キ）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（ク）兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。

イ 本工事の主任技術者又は監理技術者が兼務することとなる場合、前項（ア）から（ク）の事項について書類等により発注者の確認を受けること。

ウ 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

※地域振興局管内とは、村上、新発田、新潟、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡の12地域振興局の各管内のことである。各地域振興局の所管区域は、新潟県行政組織規則第10条に規定する所管区域を参照。

行政組織規則第10条に定める地域振興局の所管区域

名称	所管区域
村上地域振興局	村上市 岩船郡
新発田地域振興局	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡
新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
魚沼地域振興局	魚沼市
南魚沼地域振興局	南魚沼市 南魚沼郡
十日町地域振興局	十日町市 中魚沼郡
柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
上越地域振興局	上越市 妙高市
糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐渡地域振興局	佐渡市

(3) 建設業法施行令第27条第2項に該当する場合

以下のアからウの要件を全て満たし、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は本工事を含め原則2件程度まで同一の専任の主任技術者の兼務を認める。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請で施工する場合等も含む）であること。

イ 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所にあり、同一の建設業者が施工すること。

ウ 兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。

(4) 複数の工事を1つの工事として管理する場合

同一の建設業者と締結する契約、かつ、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合は、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

3 専任を要しない期間について

元請の監理技術者等の専任を要しない期間は、以下のとおりである。ただし、当該期間に専任をしない場合は、具体的な期間について、予め特記仕様書等に明記されている場合を除き、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打ち合わせ簿に定めること。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を

全面的に一時中止している期間

- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

4 途中交代について

監理技術者等の途中交代は、以下にあてはまる場合等で発注者がやむを得ないと認め、同等以上の技術力を有する技術者との交代により、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは認めない。

- (1) 技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- (4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置（別紙）の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 本工事と以下の工事の受注者が同一となった場合は、現場代理人の兼任を認める。

対象工事名：沢口導水ポンプ場 1号導水ポンプ分解点検整備工事

2 常駐を免除することができる期間について（現場代理人が、上記1の工事と兼任している期間中は、この緩和措置は適用しない。）

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり（ただし、現場代理人が本工事と上記1の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。）

常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

（ア）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（イ）建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（ウ）ポンプの工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

（エ）現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について

第1 建設工事請負基準約款第11条第3項に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する措置は次の2つの措置とし、その取扱いについては第2以降に定める。

- (1) 現場代理人の兼任
- (2) 現場代理人の常駐の免除

第2 用語の定義

用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 常駐義務 発注者との連絡に支障をきたさないため、当該工事のみを専任で担当しているだけでなく、作業期間中は、常に工事現場に滞在していること。（ただし、契約日から工事完成までの間、常に工事現場に滞在することを義務づけるものではない。）
- (2) 工事 「建設工事」を指し、森林整備工事等「建設工事」でないものは含まない。
- (3) 地域振興局管内 村上、新発田、新潟、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡の12地域振興局の各管内。（各地域振興局の所管区域は、新潟県行政組織規則第10条に規定する所管区域（別記）を参照。）
- (4) 発注所 属 本庁においては課、地域振興局においては部又は事務所、単独事務所においては当該事務所。

第3 現場代理人の兼任

県発注工事における現場代理人の兼任については、次のとおりとする。

- (1) 工事現場が同一の地域振興局管内にあり、兼任する工事の契約金額が1件あたり4,500万円未満の場合、現場代理人の兼任を認める。
ただし、発注所属において、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は、認めないことがある。
- (2) 発注所属が同一である工事で、兼任する工事現場が同一又は概ね一つの現場として管理が可能な程度隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある工事（※1）で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注所属長が認める場合は、現場代理人の兼任を認める。（契約金額の上限は設けない。ただし、発注時に特記仕様書に示した工事に限る。）
ただし、当該工事が「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、兼任を認めない。
- (3) (1)又は(2)の場合とも、工事の品質及び施工の安全性は現場代理人が専任している工事と同様に確保されなければならない。
- (4) 1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、(1)又は(2)のいずれか一方とする。
- (5) 兼任を認める工事の件数は、(1)の場合は県発注工事全体で3件まで（災害復旧工事を含む場合又は兼任する全ての工事において現場管理業務を動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等を利用することで対応している場合（※2）は4件まで）、(2)の場合は県発注工事全体で5件までとする。

(6) 兼任を認められた現場代理人は、認められた工事以外の業務には従事できないものとする。

※1 工事内容に関連性がある工事とは、いわゆる「ゼロ国（県）」工事や繰越工事等への追加工事、諸経費調整を行う近接工事、同一工区の分割発注追加工事等のことをいう。

※2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等。下記仕様を満たすものであれば、スマートフォンやタブレット端末の使用も可）により撮影した映像と音声を、Web会議システム等を利用し、本社・営業所又は他工事現場等の遠隔地に在籍する現場代理人に同時配信し、双方向の通信により意思疎通することで現場代理人が施工現場を随時確認できる体制を構築し、もって工事現場の施工・品質管理、建設資機材の管理、工事関係者の管理、安全管理等の現場管理業務を臨場時と同等程度に実施する場合をいう。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上 フレームレート：15fps以上	カラー
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上 スピーカー：モノラル（1チャンネル）以上	

Web会議システムやスマートフォン向けのTV電話に関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均1Mbps以上	

第4 兼任する場合の手続

(1) 現場代理人兼任届の提出

ア 受注者は、既に受注している工事（以下「受注済み工事」という。）で現場代理人をしている者が、新たに受注した工事（以下「新受注工事」という。）において現場代理人を兼任しようとする場合は、新受注工事の発注者に対し工事着手届と併せて「現場代理人兼任届（以下「兼任届」という。）」及び次の（ア）から（ウ）に掲げる書類を提出する。

また、受注済み工事のそれぞれの監督員に対し、兼任届並びに次の（エ）及び（オ）に掲げる書類を提出する。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を利用して4件を上限として兼任し、工事現場の管理を行う場合は（ア）から（オ）に加えて（カ）に掲げる書類を新受注工事の発注者及び受注済み工事のそれぞれの監督員に提出する。

（ア）受注済み工事の最新の契約書の写し

（イ）受注済み工事の工程表

（ウ）受注済み工事が中止されている場合は、中止指示書の写し

（エ）新受注工事の当初契約書の写し

（オ）新受注工事の工程表

(カ) 遠隔地で現場管理を行う場合に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等の名称、仕様及び設置・配信計画を記載した書類

イ 受注者は、兼任届提出後に現場代理人を変更しようとする場合であって、変更しようとする現場代理人が既に他の工事の現場代理人である時は、「現場代理人・技術者変更届」提出時に併せて、現場代理人を兼任することとなる全ての工事のそれぞれの監督員に対し、兼任届を提出する。

ウ 受注者は、兼任届を提出した後、兼任している工事の工期が変更になった場合は、当該工事以外の工事の監督員に対し、次の（ア）及び（イ）に掲げる資料を提出する。

（ア）工程表を変更した場合は、変更後の工程表

（イ）兼任している工事の施工が中止又は解除された場合は、中止指示書又は解除通知書

第5 兼任する場合の連絡体制、安全管理等

(1) 受注者は、現場代理人の兼任をする場合は、発注者との連絡体制を確実にするため、次の措置をいずれも講じること。

ア 発注者が電話等により常時確実に現場代理人又は次のイに定める職員と連絡がとれる体制の整備

イ 現場代理人の職務を代行する適切な職員（※）の配置

※ 現場代理人の指示のもとに、現場での連絡や作業指示等を行う者（元請の従業員であるか否かは問わない。）

(2) 現場代理人が兼任をしている場合、現場代理人が兼任をしている他の工事現場に滞在している間は当該工事現場において不在となることから、受注者及び監督員は、各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこと。

第6 現場代理人の常駐の免除

次の(1)～(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。

ただし、常駐を免除する具体的な期間については、請負契約締結後に監督員と現場代理人により工事打合簿において定めるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(4) 現場が完了（受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除できると発注所属長が認めた期間

第7 常駐を免除する場合の留意事項

(1) 常駐の免除は契約締結後に工事打合簿により具体的な期間を定めた時から行うことができるものであるが、第6(1)の期間であっても当該工事への専任は必要であ

ること。

(2) 発注者は、第6(2)の期間について常駐を免除する場合は、受注者に対し工事の中止の指示を行った上で行うものとする。

(3) 第6(3)の期間について、現場代理人は必ずしも工場に常駐する必要はないが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければならない。

(4) 発注者は、第6(4)の期間について常駐の免除を認める場合、現場代理人が工事現場への常時滞在が不要となるだけでなく当該工事に専念する義務も免除されることを踏まえ、真に工事の履行に支障のない期間を設定するものとする。

(5) 第6(4)に例示した期間の設定は、発注者側の特別な事情により竣工検査までの期間が長期となる場合等に限り常駐を免除することができるものであること。

発注者は、本来、工期末の設計変更や工事完了後の竣工検査を可能な限り速やかに行うのが原則であることから、通常の場合であれば第6(4)に例示した期間は常駐を免除する期間として認めないこと。

第8 常駐を免除する場合の連絡体制、安全管理等

受注者は、現場代理人の常駐を免除される期間においても発注者との連絡体制の整備や現場の維持管理は必要であることから、次の措置をいずれも講じた上で、工事打合簿において確認するものとする。

(1) 発注者が電話等により常時確実に現場代理人（現場代理人に連絡がとれない場合は代理の者）と連絡がとれる体制の整備

(2) 第三者の侵入防止など適切な現場管理の徹底及び緊急時（自然災害や事故等）に速やかに対応できる体制の整備など現場の安全管理等の徹底

第9 留意事項

(1) 1人の現場代理人に対し、現場代理人の兼任と常駐の免除は同時に適用できない。

(2) 第3(2)において現場代理人の兼任が認められた場合、建設業法施行令第27条第2項に基づき、主任技術者についても同様に兼任が認められることになると考えられるが、監理技術者の兼任可能な要件については、国の制度を確認すること。（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日国総建第316号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて）参照）

第10 個別の工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する明示

発注者は、工事の発注時（入札における設計書閲覧時）に、次の場合に応じて特記仕様書①～③のいずれかを選択し、現場代理人の常駐義務の緩和に関する事項を明示する。

(1) 当該工事の契約金額が4,500万円未満の場合であって、現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は特記仕様書①を使用する。

(2) 当該工事が第3(2)に該当すると認められる場合は、特記仕様書②を使用する。

(3) 上記(1)及び(2)以外の時は、特記仕様書③を使用する。

別記

行政組織規則第10条に定める地域振興局の所管区域

名 称	所 管 区 域
村上地域振興局	村上市 岩船郡
新発田地域振興局	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡
新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
魚沼地域振興局	魚沼市
南魚沼地域振興局	南魚沼市 南魚沼郡
十日町地域振興局	十日町市 中魚沼郡
柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
上越地域振興局	上越市 妙高市
糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐渡地域振興局	佐渡市

遠隔臨場に関する特記仕様書

1. 建設現場における遠隔臨場の試行

建設現場における遠隔臨場の試行は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員、検査職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「臨時検査」の遠隔臨場を行うものである。

なお、遠隔臨場の試行は、受注者の意向が得られた場合に実施するものとし、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種、確認項目を選定することとする。

3. 試行内容

(1) 段階確認・材料確認・立会、臨時検査での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声 Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「臨時検査」を行うものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとするが、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等を使用することもできるので、詳細については、監督員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

受注者は、遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

(5) 費用

遠隔臨場の試行を実施するにあたり必要とする費用については、技術管理費率に含むものとする。

(6) 不正行為

受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。